

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者  
(提出先 お客様センター 料金係)

お客様番号

住所

氏名

印

電話

## 誓 約 書

給水装置の修繕工事は、本来四日市市上下水道局指定給水装置工事指定業者に依頼するところ  
でありましたが、

が修理しました。

### ※給水装置の工事の施行

四日市市水道事業給水条例第11条により、工事は四日市市上下水道事業管理者  
又は四日市市上下水道事業管理者が水道法に基づいて指定した「指定給水装置工  
事事業者」がすることになっている。

今後は、このようなことのないように致します。